

日本小児心電学会会則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は日本小児心電学会(Japanese Society of Pediatric Electrocardiology : JSPECと称する。

第 2 条 本会の事務局は幹事会が定めた場所に置く。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 本会は、小児期に発症した心疾患を有する小児および成人に関する心電学、不整脈、電気生理などの医療、研究、教育、社会貢献に資することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催：年 1 回
- (2) 不整脈勉強会の開催：年 1 回
- (3) その他本会発展のための事業

第 3 章 会員

第 5 条 本会は本会の目的に賛同する医師および研究者ならびにその他の医療関係者により構成される。入会を希望する者は本会のホームページに掲示する方法もしくは学術集会時に入会申し込みを行う。

第 6 条 退会を希望する場合は学会事務局まで書面（メールまたは FAX）により届け出ること。

第 7 条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ本会の目的に反する行為があったとき
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき
- (4) 退会届の提出をしたとき

第4章 名誉会員

第8条 名誉会員は以下の正会員から幹事会が推薦し、幹事会の議を経て代表幹事がこれに推薦し、名誉会員の称号を授与する。

- (1) 学術集会会長の経験のある者
- (2) 幹事を15年以上務めた者
- (3) 本学会に対して格別に顕著な功績のあった者
- (4) 以上の何れかに該当する者で推戴の年の4月1日に65歳以上の者

第9条 名誉会員の任期は終身とする。

第10条 名誉会員は年会費および学術集会の参加費を免除される。

第11条 名誉会員は、幹事会の通知を受け、任意にこれに出席して意見を開陳することができるが、議決権はない。

第12条 名誉会員には代表幹事から推戴状を贈呈する。

第5章 役員

第13条 本会には次の役員を置く。

- (1) 幹事 おおむね 40 名
- (2) 当番幹事 1 名
- (3) 代表幹事 1 名
- (4) 副代表幹事 2 名
- (5) 事務局長 1 名
- (6) 監事 2 名

第14条 本会の幹事は、本会の正会員で次の資格を具えるものでなければならない。

- (1) 小児心電学に造詣が深いこと
- (2) 本会において活発な活動を行っていること
- (3) 引き続き7年以上本会の正会員であること
- (4) 医師会員は日本小児循環器学会会員であること
- (5) 新たに幹事に選任される際には小児心電学に関連する業績を有すること。具体的には、小児心電学に関する論文（査読のある学術雑誌に筆頭著者で掲載されていること）が1編以上あること、および最近5年間に2回以上、本学会学術集会において筆頭演者として演題発表していること。

- 第 15 条 本会の幹事の推薦には本会幹事 2 名以上の推薦状を要する。ただし、同一推薦者が同時に推薦できる幹事は 1 名とする。略歴と上記の業績目録、推薦状を 4 月末、9 月末までに代表幹事に提出する。
- 第 16 条 幹事の選任に当たっては、地域性、一施設からの人数、専門性等を考慮し、幹事の承認を経て決定する。
- 第 17 条 幹事の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。幹事の任期更新にあたっては、事務局が任期満了時に継続の意思を確認し、代表幹事の上承をもって再任とし、幹事会に報告する。
- 第 18 条 幹事の任期を更新するにあたっては、前任期間中に正当な理由のない幹事会の欠席が 2 回以下であることを要件とする。ただし、病気、海外留学、出産、育児等やむを得ない事由により幹事会を欠席する場合には、その旨を事務局に申し出た場合は、当該欠席は欠席回数に含めないものとする。
- 第 19 条 更新の年の 4 月 1 日に 65 歳未満であること。65 歳になった場合は所定の任期にとらわれず、3 月 31 日をもって任期終了とする。
- 第 20 条 代表幹事は幹事の互選によって選出される。ただし、代表幹事への立候補の（自薦、他薦の）条件として選挙の年の 4 月 1 日において 63 歳以下でなくてはならない。
- 第 21 条 代表幹事は本会を代表し、会務を統括する。
- 第 22 条 副代表幹事は代表幹事の推薦を受け、幹事会の承認を経て決定する。副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、その職務を代理し、代表幹事が欠けたときは、その職務を行う。
- 第 23 条 当番幹事は幹事の中より選出し、当番年度の日本小児心電学学術集会及び次年度の不整脈勉強会の企画・立案を統括する。
- 第 24 条 事務局長は代表幹事が幹事の中から 1 名選出し、本会の事務一般を統括する。
- 第 25 条 監事は幹事会の議を経て決定され、本会の監査および本学会の業務を監査する。
- 第 26 条 代表幹事・副代表幹事・事務局長・監事の任期は 3 年とする。再任は妨げない。

第 6 章 幹事会

- 第 27 条 本会に幹事会をおく。
- (1) 幹事会には幹事および監事が出席する。
 - (2) 幹事会は幹事の過半数の出席で成立する。
 - (3) 幹事会は次の事項を審議する。
 - 1) 事業計画
 - 2) 事業報告および会計報告

- 3) 役員の推薦
 - 4) 会則の変更
 - 5) その他、事業目的達成に係わる事。
- (4) 幹事会は日本小児循環器学会および日本小児心電学会の会期中もしくはそれぞれの会期時期前後に年 2 回開催され、代表幹事が必要と認めたときに臨時幹事会が開催される。

第 7 章 総会

第 28 条 当番幹事は日本小児心電学会の会期中に総会を開催する。

第 29 条 幹事会は総会で次の事項を報告する。

- 1) 事業計画
- 2) 事業報告および会計報告
- 3) 役員の変更
- 4) 会則の変更
- 5) その他、事業目的達成に係わる事

第 8 章 会計

第 30 条 本会の費用は、会費、補助金を持って支弁する。なお、会費は年 5,000 円（不課税）とする。

第 31 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 32 条 本会は会計年度終了後、その収支報告を行う。

第 9 章 会則の変更

第 33 条 本会会則の変更は幹事会の出席者の 2/3 以上の賛成をもって決定し、総会で報告する。

第 10 章 その他

第 34 条 本会則は 5 年を目処に見直しをする。

第 35 条 補則 このほか本会の運営に必要な事項は、幹事会の議決を経て代表幹事が別に定める。

附則 本会則は 2025年 6月 30 日より施行する。

日本小児心電学会会則附則

1. 当学会の幹事名簿・会員名簿に記載の項目は、案内状の送付など当会の円滑な運営のために利用する。
2. 当学会の幹事名簿・会員名簿は、事務局幹事が責任を持って厳重に保管・管理し、本人から開示・訂正等の要請があった場合には、両者協議の上速やかに対応する。
3. 当学会の会員名簿は、学術集会・不整脈勉強会の演題募集や抄録送付などでは当番幹事と共同で利用する。